

1 JANUARY

むつき いわいづき たんげつ しよげつ はつはるづき
睦月・祝月・端月・初月・初春月

日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	*	*	*

季節のことは

厳寒、酷寒（の候、のみぎり）
寒さ厳しい折から、ことのほかの寒さ、寒さが身にしむこのごろ、大地も水も凍みつく季節、雪晴れの好天続きで、七草がゆに舌を焼くころ、鏡開き、寒の入り



富士川橋梁

♥今月の健康 お正月のお休みはどこかへ出掛けたり、人に会ったりして楽しく過ごされる方も多いと思います。そうしたときに気を付けたいのが新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症。感染予防にはワクチン接種のほか、小まめな手洗い・手指消毒やせきエチケットの徹底、部屋の換気などを行うことが大切です。また、ウイルスや細菌などから体を守る「免疫力」を高めることも重要です。免疫力は生活習慣から影響を受けることが分かっているため、規則正しい生活と適度な運動などで感染症をシャットアウトしたいものです。

♣誕生石 ガーネット〈貞操、忠実、友愛、友情〉
♠誕生花 福寿草〈最上の愛、幸福、希望〉
◆旬の食物 タラ、ヒラメ、ゴボウ、ネギ、レンコン

行事・まつり	きょうの歴史
1月 歳旦祭 修正会	欧州単一通貨「ユーロ」導入 1999(平11)
2火 皇居一般参賀 佐賀竹崎観音修正会鬼祭(3日まで)	ソ連、世界初の宇宙ロケット打ち上げに成功 1959(昭34)
3水 静岡寺野三日常祭礼ひよんどり 福岡宮崎宮玉せせり	ヒラリー、南極点に到達 1958(昭33)
4木 長野諏訪神社坂部の冬祭(5日まで) 静岡川名薬師堂ひよんどり	G H Qが軍国主義者を公職から追放 1946(昭21)
5金 初水天宮 京都伏見稲荷大社大山祭	物理学者W・レントゲン、X線を発見 1895(明28)
6土 公現祭 東京消防出初式 群馬高崎だるま市(7日まで)	省庁再編1府12省庁体制スタート 2001(平13)
7日 福島柳津門蔵寺七日堂裸詣 福岡太宰府天満宮うそ替え・鬼すべ	昭和天皇崩御、元号は昭和から平成へ 1989(昭64)
8月 初乗師 東京浅草烏越神社とんど焼 宮崎青島神社裸詣	横浜郵便局で外国郵便の取り扱い始まる 1875(明8)
9火 京都西本願寺報恩講(16日まで) 青えびす 京都真宗本派御正忌報恩講(16日まで)	中国、周恩来首相死去 1976(昭51)
10水 十日えびす 初金毘羅	恒久平和を願い、国際連盟が発足 1920(大9)
11木	初めてのスモッグ警報が東京で発令される 1965(昭40)
12金 京都伏見稲荷大社奉射祭	板垣退助ら日本最初の政党として愛国党を結成する 1874(明7)
13土	初の共通1次試験実施 1979(昭54)
14日 宮城仙台とんと祭 大阪四天王寺とやどや 大分ホーランエンヤ	南極観測隊、1年間生きていた犬(タロ、ジロ)を発見 1959(昭34)
15月 栃木宇都宮二荒山神社春渡祭 長野野沢道祖神火祭 新潟赤倉とんど焼き	横綱双葉山、安芸の海に敗れ70連勝ならず 1939(昭14)
16火 えんま詣り	禁酒法米国議会を通過、酒の密造が活発化する 1920(大9)
17水 秋田三吉神社梵天祭	湾岸戦争勃発 1991(平3) 阪神淡路大震災発生 1995(平7)
18木 初観音	南海本線天下茶屋駅で衝突事故、252人が重軽傷 1968(昭43)
19金	東大安田講堂の封鎖解除 1969(昭44)
20土 岩手毛越寺常行堂二十日夜祭 群馬川原湯温泉湯かけ祭	戦後初の地下鉄が池袋〜御茶ノ水間で開通 1954(昭29)
21日 初大師 神奈川川崎寺代り不動尊開山会	新潟県高田で日本初のスキー競技大会開催 1912(明45)
22月 黙阿弥忌	改正徴兵令公布(国民皆兵主義の実現) 1889(明22)
23火	英国初の労働党内閣成立、マクドナルド首相 1924(大13)
24水 初地蔵 東京電戸天神うそ替え神事(25日まで) 東京栗鴨とけぬき地蔵尊大祭	東京・京都・大阪で郵便制度始まる 1871(明4)
25木 初天神 法然上人忌	八甲田山の雪中の行軍で199人が凍死 1902(明35)
26金 天理教本部春季大祭 道元禪師誕生会	帝銀事件、行員ら12人が毒殺され現金強奪される 1948(昭23)
27土 神奈川小田原道了尊最乗寺大祭(28日まで) 奈良若草山焼き	「日の丸」を日本の国旗と制定 1870(明3)
28日 初不動 神奈川川崎木賊不動だるま市	南極探検隊白瀬中尉、南緯80度の極地に到達 1910(明43)
29月	南極観測隊オングル島に上陸、昭和基地と命名 1957(昭32)
30火	インド独立運動の指導者、ガンジー暗殺される 1948(昭23)
31水	冬季五輪で、男子スキー回転の猪谷千春が日本初のメダル 1956(昭31)

1	元日
2	
3	
4	下弦
5	
6	
7	
8	成人の日
9	
10	
11	朔
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	上弦
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	望
27	
28	
29	
30	
31	

1 JANUARY (第1週)

1	日	月	火	水	木	金	土	2	日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6	*	*	*	*	1	2	3	*	*
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31	*	*	*	25	26	27	28	29	*	*		

1

月 MON

元日
年賀 初詣

2

火 TUE

初荷 初夢 書初め

3

水 WED

4

木 THU

官庁御用始め

5

金 FRI

6

土 SAT

小寒 六日年越し

7

日 SUN

人日 七草

1 JANUARY (第2週)

1	日	月	火	水	木	金	土	2	日	月	火	水	木	金	土
*	1	2	3	4	5	6		*	*	*	*	1	2	3	
7	8	9	10	11	12	13		4	5	6	7	8	9	10	
14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17	
21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24	
28	29	30	31	*	*	*		25	26	27	28	29	*	*	

8

月 MON

成人の日

9

火 TUE

10

水 WED

110番の日

11

木 THU

鏡開き 蔵開き 旧12月1日

12

金 FRI

13

土 SAT

14

日 SUN

十四日年越し

社会保険制度一覽([]内は介護保険第2号被保険者である場合)

制 度	保 険 者	被 保 険 者	保 険 給 付	保 険 料	
医 療 保 険	全国健康保険協会管掌	全国健康保険協会(日本年金機構)任意継続被保険者を除き、加入や保険料徴収の事務は年金事務所が窓口	法人事業所または常時5人以上の従業員を使用する個人事業所(一部業種を除く)で働く従業員が被保険者※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準報酬月額および標準賞与額に千分の30～130の範囲内で協会が定めた都道府県単位保険料率※2【+千分の18.2(介護保険料率)】をかけたもの。事業主と被保険者が折半で負担
	法第3条第2項被保険者	全国健康保険協会(日本年金機構)加入や保険料徴収の事務は年金事務所と指定された市区役所・町村役場が窓口	日々雇い入れられる人や季節的業務・臨時的事業の事業所に使用される人※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準賃金日額に応じた日額390【450】円(事業主負担240【275】円・被保険者負担150【175】円)～日額3,230【3,820】円(事業主負担1,995【2,360】円・被保険者負担1,235【1,460】円)と賞与額に千分の100.0(平均保険料率※3)【+千分の18.2(介護保険料率)】をかけたものとの合計
	組合管掌	健康保険組合	健康保険組合の設立事業所で働く従業員が被保険者※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	一般保険料額(標準報酬月額および標準賞与額に千分の30～130の範囲内で組合が定めた一般保険料率をかけたもの。事業主が半分以上を、被保険者が半分以上を負担)【と介護保険料額(標準報酬月額および標準賞与額に組合が定めた介護保険料率をかけたもの。事業主が半分以上を、被保険者が半分以上を負担)との合算額】
	各種共済(短期給付)	各種共済組合等	国家公務員、地方公務員等、私立学校の教職員※1	公務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準報酬の月額、標準期末手当等の額に組合ごとの掛金率を乗じるなど
国民健康保険	都道府県・市町村国保	都道府県・各市町村(特別区)※4	被用者保険の加入者とその家族、生活保護世帯を除く一般住民※1	病気・けが(労災保険から給付される場合を除く)、出産、死亡について給付	世帯ごとに所得割、資産割、被保険者均等割および世帯別平等割を合計した額を、うけている年金から天引きまたは市(区)町村の個別徴収
	国保組合	国民健康保険組合	医師、食品販売業、建設業、理美容業などの国民健康保険組合の組合員とその家族※1	病気・けが(労災保険から給付される場合を除く)、出産、死亡について給付	組合ごとに定める保険料(組合員1人当たり定額、家族被保険者1人当たり定額の例が多い)
高齢者医療	後期高齢者医療	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合の区域内に居住する、①75歳以上の人および②所定の程度の障害状態にある65歳以上75歳未満の人	病気・けが(労災保険から給付される場合を除く)、死亡について給付	被保険者ごとに所得割および被保険者均等割を合計した額を、うけている年金から天引きまたは市(区)町村の個別徴収
介護保険	介護保険	各市町村(特別区)	●第1号被保険者 65歳以上の住民 ●第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者である住民	在宅や施設での介護サービス、在宅での日常生活の支援等について給付	第1号被保険者は所得に応じた定額をうけている年金から天引きされるか市(区)町村に個別に徴収される 第2号被保険者は各医療保険で医療保険料と一括徴収される
年金保険	厚生年金保険	政府(日本年金機構)加入、保険料徴収や保険給付の事務は年金事務所が窓口	70歳未満の①法人事業所または常時5人以上の従業員を使用する個人事業所(一部業種を除く)で働く従業員 ②船員が被保険者	基礎年金に上乗せする報酬比例の年金として、老齢、障害、死亡について給付	第1種(男子)・第2種(女子)…標準報酬月額および標準賞与額の千分の183.00※5 第3種(坑内員・船員)…標準報酬月額および標準賞与額の千分の183.00※5 事業主と被保険者が折半で負担

※1 後期高齢者医療の被保険者は、対象外。

※2 都道府県単位保険料率は、基本保険料率と特定保険料率(全国一律千分の35.7)を合算した率である。

※3 平均保険料率は、各都道府県単位保険料率から導かれる全国平均の保険料率である。

※4 平成30年4月からは、都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として中心的役割を担っている。

※5 第1種・第2種は毎年9月に千分の3.54ずつ引き上げ、平成29年9月以降は千分の183.00で固定。第3種は毎年9月に千分の2.48ずつ引き上げ、平成29年9月以降は千分の183.00で固定。日本たばこ産業株式会社と旅客鉄道会社等の適用事業所の被保険者は、平成21年9月以降は第1種・第2種と同率。農林漁業団体等の適用事業所の被保険者は、平成20年10月以降は第1種・第2種と同率。

制 度	保 険 者	被 保 険 者	保険給付	保 険 料	
年 金 保 険	厚生年金保 険	政府(各共済組合等) 加入、保険料徴収や 保険給付の事務は共 済組合や私学事業団 が窓口	国家公務員、地方公務 員、私学の教職員※6	基礎年金に上乘せ する報酬比例の年 金として老齢、障 害、死亡について 給付	保険料率を毎年引き上げ、公務員は平 成30年9月から千分の183.00、私学教 職員は令和9年4月(特例あり)から 千分の183.00となる予定
	厚生年 金基金 ※7	基金代行部分につい ては厚生年金基金	厚生年金基金が設立され た適用事業所で働く厚生 年金保険の被保険者が加 入員	老齢について報酬 比例の年金額にプ ラスアルファされ た額の年金を給付 脱退等の場合は一 時金を支給	基金ごとに免除保険料率が決められて おり、事業主と加入員は国(厚生年金 保険)に対しては免除保険料率分低い 保険料を折半して負担する。また、基 金に対しては規約で定められた掛金を 折半して負担する
	国民年金	政府(日本年金機構) 加入などの窓口事務 は年金事務所と市区 役所・町村役場、保 険料徴収は日本年金 機構(金融機関など を経由)が行う	●強制加入 20歳以上60歳未満の自営 業者等、厚生年金保険の 被保険者とその20歳以上 60歳未満の被扶養配偶者 ●任意加入 海外在住者、60歳以上65 歳未満の人、厚生年金保 険・統合前の共済組合等 の老齢(退職)年金受給 者、昭和40年4月1日以 前生まれで老齢基礎年金 等の受給権を有しない65 歳以上70歳未満の人	国民共通の基礎年 金を、老齢、障害、 死亡について給付 する他に自営業者 等の独自給付があ る	令和5年4月から月額16,520円(令和 6年度は月額16,980円)※8 生活保護をうけている場合や所得が少 なくて保険料を納めることが困難な場 合などには、保険料の1/4、半額、3/4、 全額を免除する制度、学生納付特例制 度、保険料納付猶予制度※9(平成17 年4月から令和12年6月まで)があり、 一定期間内は保険料を後払いできる 付加保険料-月額400円
	国民年 金基金	地域型国民年金基金 職能型国民年金基金	国民年金の被保険者のう ち自営業者等(保険料免 除をうけている人や農業 者年金の被保険者を除く)	老齢基礎年金に上 乗せ給付 死亡した場合一時 金を支給	掛金の額は選択した年金の型・口数お よび加入時の年齢によって異なる。上 限は原則月額68,000円
	農業者 年金	独立行政法人農業者 年金基金	国民年金の被保険者で農 業に従事する人が任意に 加入	老齢、死亡につい て給付	保険料の月額は、所定の上限・下限の 範囲内で(例外あり)被保険者が基金 に申し出て決定・変更する
労 働 保 険	労働者 災害補償 保 険	政府 加入や保険料徴収に ついては、原則とし て労働基準監督署、 公共職業安定所、都 道府県労働局が窓口 保険給付については、 労災保険は労働 基準監督署、雇用保 険は公共職業安定所 が窓口	原則として労働者を使用 するすべての事業が適用 をうけ、そこで働く労働 者が給付の対象	業務災害・通勤災 害による病気・け が、障害、死亡に ついて給付	年度単位で、年間の賃金総額に、事業 の種類ごとに定められた労災保険率と 雇用保険率を合計した率をかけて得た 額を納付 労災保険率は労災保険にかかるもの で、全額事業主が負担。また、雇用保 険率(令和5年4月～)千分の15.5(農 林水産・清酒製造業などは17.5、建設業 は18.5)は、雇用保険にかかるもので、 事業主が千分の9.5(10.5、11.5)を、被 保険者が千分の6(7、7)を負担
	雇用保険	同上	原則として労働者が雇用 されるすべての事業が適 用をうけ、その事業所で 雇用される人が被保険者	失業等について給 付	同上
船員保 険	船員保険	全国健康保険協会の (日本年金機構) 加入や保険料徴収の 事務は特定の年金事 務所等が窓口	5トン以上の日本船舶 (湖、川、港のみ航行の 船舶、一定の30トン未 満の漁船等を除く)の乗組 員等	業務・通勤外の病 気・けが、出産、 死亡、船員労働の 特性に応じた独自 給付について給付	標準報酬月額および標準賞与額に一般 保険料率を乗じて得た額【と標準報酬 月額および標準賞与額に介護保険料率 を乗じて得た額との合計額】

※6 国家公務員、地方公務員、私学の教職員を対象とした各共済年金(長期給付)は、平成27年10月から厚生年金保険に統合されている。

※7 厚生年金基金については、今後の新設を認めない。他の企業年金制度への移行を促進しつつ特例的な解散制度を導入するなどの見直しが行われている。

※8 平成31年4月以後は産前産後期間(出産予定日の前月から4ヵ月間)保険料免除制度の財源(100円)を含む17,000円に物価や賃金の変動に応じた保険料改定率を乗じて毎年度決定される。

※9 50歳未満が対象。平成28年6月までは30歳未満が対象。

事業主等が行う主な事務手続一覧

項目	ケース	届・申請書〔主な添付書類〕	提出期限〔提出者〕
被 保 険 者 資 格	従業員を採用したとき	被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届〔被扶養者（異動）届（被扶養者がいる人）〕	5日以内〔事業主〕
	事業所が強制適用をうけるとき	新規適用届、被保険者資格取得届（全員について）	5日以内〔事業主〕
	事業所が任意適用をうけようとするとき	新規適用届、任意適用申請書〔被保険者となるべき人の半数以上の同意書〕、認可の通知があったときは被保険者資格取得届	そのつど〔事業主〕
	被保険者が退職または死亡したとき	被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届〔健康保険被保険者証など〕	5日以内〔事業主〕
	被保険者が70歳になったとき	厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届（70歳到達届）	5日以内〔事業主〕 引き続き同一事業所に同一の報酬で使用される場合は届は不要
	被保険者が後期高齢者医療の被保険者になったとき	健康保険被保険者資格喪失届〔健康保険被保険者証など〕	5日以内〔事業主〕
	任意適用事業所が脱退する場合	任意適用取消申請書〔適用事業所全喪届、被保険者の4分の3以上の同意書〕、認可の通知があったときは被保険者資格喪失届〔健康保険被保険者証など〕	そのつど〔事業主〕
標準報酬月額	資格喪失後個人で加入を続けるとき	健康保険任意継続被保険者資格取得申出書*、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出・申請書〔厚生年金保険の場合は基礎年金番号通知書など〕	20日以内、高齢任意加入は期限なし〔被保険者であった人〕
	定時決定のとき	被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	7月1日～7月10日〔事業主〕
	随時改定のとき	被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	すみやかに〔事業主〕
標準報酬額	育児休業等（産前産後休業）終了時改定のとき	育児休業等（産前産後休業）終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等（産前産後休業）終了時報酬月額相当額変更届	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
	賞与を支給したとき	被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	5日以内〔事業主〕
被扶養者	被扶養者に異動があったとき、被扶養者が国民年金の第3号被保険者に該当したとき等	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届〔健康保険被保険者証など〕	5日以内〔被保険者（事業主経由）〕

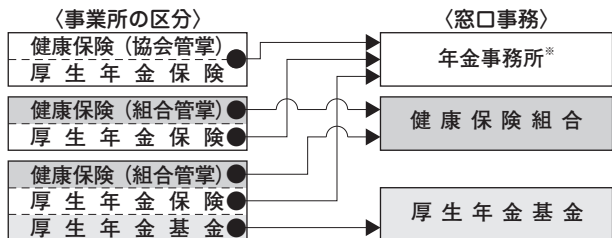
項目	ケース	届・申請書〔主な添付書類〕	提出期限〔提出者〕
基礎年金番号・通知書 被保険者証	被保険者証または基礎年金番号通知書（年金手帳）をなくしたり、破ってしまったとき	健康保険被保険者証滅失・き損再交付申請書*、基礎年金番号通知書再交付申請書（令和4年4月から年金手帳の基礎年金番号通知書への切り替えにより、年金手帳紛失等の場合もこの申請書による） 〔添えられるときはき損したもの〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
	基礎年金番号を複数もっているとき	基礎年金番号重複取消届 〔すべての基礎年金番号通知書（年金手帳）〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
被保険者	被保険者の氏名が変わったとき☆	被保険者氏名変更届 〔健康保険被保険者証など〕	すみやかに〔事業主〕
	被保険者の住所が変わったとき☆	被保険者住所変更届（国民年金第3号被保険者住所変更届）	すみやかに〔事業主〕
	介護保険の第2号被保険者とならないとき等	介護保険適用除外等該当（非該当）届 〔住民票の除票、外国人登録証明書・雇用契約書、適用除外施設入所・入院証明書〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
	被保険者が育児休業等（産前産後休業）を取得したとき（休業等終了予定日に変更があったとき）	育児休業等（産前産後休業）取得者申出書／（変更）終了届	すみやかに〔事業主〕
	被保険者が2つ以上の事業所に勤務するようになったとき	被保険者所属選択・二以上事業所勤務届 ◇〔厚生年金保険70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届〕	10日以内〔被保険者〕
その他	事業主（の住所・氏名）、事業所電話番号が変わったとき	事業所関係変更（訂正）届	5日以内〔事業主〕
	事業所の名称・所在地が変わったとき	適用事業所名称／所在地変更（訂正）届 〔資格喪失届の提出が必要となる場合は健康保険被保険者証など〕	5日以内〔事業主〕
	事業主代理人が選任・解任されたとき	事業所関係変更届	そのつど〔事業主〕
	届書に訂正事項があるとき	各種届書訂正届（該当の届書を使用） 〔氏名・生年月日・資格取得年月日を訂正するときは被保険者証や基礎年金番号通知書など〕	すみやかに〔事業主〕

☆印のケースでは、個人番号と基礎年金番号が紐付いている人は、届出を省略できる。

手続先＝年金事務所*

（*印の申請書は全国健康保険協会都道府県支部、◇印の届書は事務センター）

健康保険組合、厚生年金基金の設立事業所では、年金事務所等のほかにもそれぞれその保険者に手続をする。



健康保険・厚生年金保険の被保険者

■被保険者

健康保険・厚生年金保険の適用事業所に使用される人は、すべて被保険者になる。ただし、厚生年金保険では、70歳になると被保険者でなくなる（雇用、退職、報酬等に関する届出は必要）。また、後期高齢者医療の被保険者（75歳以上など）であれば、健康保険の被保険者にならない。

適用事業所に使用される人でも、次の人は健康保険・厚生年金保険の被保険者にならない（適用除外）が、(1)、(2)の人は健康保険については法第3条第2項の被保険者となる。

- (1)臨時に使用される人のうち、①日々雇い入れられる人で1ヵ月を超えない人、②2ヵ月以内の期間を定めて使用される人でその期間を超えない人
(2)季節的業務（4ヵ月以内）や臨時的事業（6ヵ月以内）の事業所に使用される人
(3)所在地が一定しない事業所に使用される人

■被保険者資格取得

被保険者の資格は、次の日に取得する。

- (1)適用事業所に使用されるようになった日 (2)事業所が適用事業所となった日 (3)臨時雇用などで適用除外になっていた人がそうでなくなった日

■被保険者資格喪失

被保険者の資格は、次の日の翌日（(6)または(7)の場合は(6)または(7)の日）に喪失する。

- (1)死亡した日 (2)その事業所に使用されなくなった日 (3)その事業所が廃止された日 (4)臨時雇用に切り替わるなど適用除外になった日 (5)任意適用事業所が任意適用取消を認可された日 (6)70歳になった日=70歳の誕生日の前日（厚生年金保険）
(7)後期高齢者医療の被保険者になった日=75歳の誕生日など（健康保険）

※社会保障協定により相手国法令の適用をうける場合も、被保険者資格を喪失する。

健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額

健康保険・厚生年金保険では、被保険者がうけるさまざまな報酬（給料など、支給回数が年4回以上で、労働の対償としてうけるもの）の月額を標準報酬月額にあてはめ、これをもとに保険料や年金・手当金などの保険給付の額を計算する。

標準報酬月額は、健康保険では58,000円～1,390,000円の50等級に、厚生年金保険では88,000円～650,000円の32等級に区分されている。

■資格取得時決定——資格取得届

新入社員など新たに被保険者の資格を取得した人については、次のように報酬月額を算定して、資格取得届の「報酬月額」欄に記入する。

- (1) 月給、週給などについては、資格取得日現在

で決められた報酬の額を月当りになおした額が報酬月額となる。例えば、週給の場合はその額を7で割って30倍した額。

- (2) 日給、時間給、出来高給、請負給については、資格取得月前1ヵ月間にその事業所で同じような仕事に従事し同じような報酬をうける人の報酬の額の平均が報酬月額となる。

資格取得時決定による標準報酬月額は、資格取得月が1月～5月であればその年の8月までの各月の標準報酬月額となり、資格取得月が6月～12月であれば翌年の8月までの各月の標準報酬月額となる。

●報酬・賞与の範囲

	通貨によるもの	現物によるもの
報酬とされるもの	基本給（月給・週給・日給など）、能率手当、残業手当、勤務手当、役付手当、精勤手当、家族手当、日・宿直手当、勤務地手当、通勤手当、住宅手当、賞与（年に4回以上支給されるもの）など	通勤定期券、自社製品、衣服（勤務服でないもの）、食券・食事、社宅・寮など
賞与とされるもの	賞与、ボーナスなど年に3回以下支給されるもの	現物で支給される賞与など
報酬でも賞与でもないもの	大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、交際費、慶弔費など	制服・作業衣、見舞品、生産施設の一部である住居など

■定時決定——算定基礎届

毎年1回、7月1日～10日の間に全被保険者の報酬月額を届け出て、標準報酬月額を決めなおす。

算定基礎届に記入する報酬月額は、4月、5月、6月の3ヵ月にうけた報酬の平均月額で、これを実際に算定する場合は、次の手順で行う。

- まず、4月・5月・6月のうち、報酬支払の基礎日数が17日未満の月があるかどうかを調べ、17日未満の月があれば、算定の対象から除く。
- 次に、被保険者に支払われたものの中から報酬の範囲外のを除き、現物で支給されたものについては都道府県ごとの価額により通貨に換算する。
- 最後に、対象となる月の報酬の総額を計算し、その月数で割る。

定時決定による標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額となる。

■随時改定——月額変更届

下記の2つにあてはまる被保険者については、次の定時決定を待たずに、(2)の3ヵ月にうけた報酬の平均月額を報酬月額として標準報酬月額が改定される(月額変更届を提出)。

- 昇(降)給等で固定的賃金に変動があった
- 固定的賃金の変動月以後引き続き3ヵ月にうけた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、現在の等級との間に2等級以上の差ができた(その3ヵ月のうちに、報酬支払の基礎日数が17日未満の月があれば、改定は行われない)

改定された標準報酬月額は、固定的賃金の変動月を1ヵ月目として4ヵ月目から、8月(4ヵ月目が7月～12月であれば翌年の8月)までの各月の標準報酬月額となる。

《固定的賃金の変動》

支給額や支給率が決まっているものを固定的賃金といい、その変動には次のケースが考えられる。

- 昇給、降給 (2) 給与体系の変更
- 日給や時間給の基礎単価の変更
- 請負給、歩合給などの単価、歩合率の変更
- 家族手当、住宅手当、役付手当など固定的な手当が新たに付いたり、支給額が変わったとき

《固定的賃金の例》

固定的賃金	月給、週給、日給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、勤務地手当、基礎単価、歩合率など	非固定的賃金	残業手当、能率手当、日・宿直手当、休日勤務手当、皆勤手当、精勤手当など

●月額変更届該当早見表 (昇給の場合)

等級	現在の標準報酬月額	変動月以後の3ヵ月の報酬がこの欄の額以上なら該当		
		合計額	平均額	
	円	円以上	円以上	
1	58,000	219,000	73,000	
2	68,000	249,000	83,000	
3	78,000	279,000	93,000	
4	1	88,000	309,000	101,000
5	2	98,000	321,000	107,000
6	3	104,000	342,000	114,000
7	4	110,000	366,000	122,000
8	5	118,000	390,000	130,000
9	6	126,000	414,000	138,000
10	7	134,000	438,000	146,000
11	8	142,000	465,000	155,000
12	9	150,000	495,000	165,000
13	10	160,000	525,000	175,000
14	11	170,000	555,000	185,000
15	12	180,000	585,000	195,000
16	13	190,000	630,000	210,000
17	14	200,000	690,000	230,000
18	15	220,000	750,000	250,000
19	16	240,000	810,000	270,000
20	17	260,000	870,000	290,000
21	18	280,000	930,000	310,000
22	19	300,000	990,000	330,000
23	20	320,000	1,050,000	350,000
24	21	340,000	1,110,000	370,000
25	22	360,000	1,185,000	395,000
26	23	380,000	1,275,000	425,000
27	24	410,000	1,365,000	455,000
28	25	440,000	1,455,000	485,000
29	26	470,000	1,545,000	515,000
30	27	500,000	1,635,000	545,000
31	28	530,000	1,725,000	575,000
32	29	560,000	1,815,000	605,000
33	30	590,000	1,905,000	635,000
34	31	620,000	1,995,000	665,000
35	32	650,000	2,085,000	695,000
36		680,000	2,190,000	730,000
37		710,000	2,310,000	770,000
38		750,000	2,430,000	810,000
39		790,000	2,565,000	855,000
40		830,000	2,715,000	905,000
41		880,000	2,865,000	955,000
42		930,000	3,015,000	1,005,000
43		980,000	3,165,000	1,055,000
44		1,030,000	3,345,000	1,115,000
45		1,090,000	3,525,000	1,175,000
46		1,150,000	3,705,000	1,235,000
47		1,210,000	3,885,000	1,295,000
48		1,270,000	4,065,000	1,355,000
49		1,330,000	4,245,000	1,415,000

降給の場合は、固定的賃金が下がり、報酬月額が3ヵ月平均で2等級以下下回ったときに、月額変更届を提出する。

健康保険・厚生年金保険の標準賞与額

年3回以下支給の賞与は、健康保険・厚生年金保険の保険料賦課の対象であり、また厚生年金保険の年金・一時金の額の計算の基礎となっている。

健康保険・厚生年金保険の保険料の額を計算するとき、厚生年金保険の年金・一時金の額を計算するときに用いられる賞与額は、標準賞与額と呼ばれ、次のように決定される。

■標準賞与額

まず、標準賞与額の対象となる賞与とは、賞与、ボーナスなど、労働の対償として支給されるもので支給回数が年3回以下（3ヵ月を超える期間ごとに支給される）のものである。なお、年4回以上支給されるものは、報酬とされ、標準報酬月額の対象となる。

そして、ある月における標準賞与額とは、その月にその被保険者がうけた賞与額で1,000円未満の端数を切り捨てたものである。ただし、健康保険では年度累計で573万円が上限であり（その月にうけた賞与によりその年度の標準賞与額累計が573万円を超えることとなる場合には、累計額が573万円になるようにその月における標準賞与額が決められ、その年度においては、その月の翌月以降にうける賞与による標準賞与額は0となる）、厚生年金保険では150万円が上限である。

■賞与支払届

賞与を支給した事業主は、5日以内に、被保険者ごとの賞与額を記入した賞与支払届を提出することになっている。この届出に基づいて各被保険者の標準賞与額が決められる。

健康保険・厚生年金保険の保険料

毎月の保険料の額は標準報酬月額に保険料率をかけた額であり、賞与にかかる保険料の額は標準賞与額に保険料率をかけた額であり、どちらの保険料も事業主と被保険者が負担する。

毎月の保険料も賞与にかかる保険料も、被保険者期間（被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの月単位の期間。被保険者の資格を取得したのと同じ月にその資格を喪失した場合は、その月は1ヵ月として算入される）の計算の基礎となる各月について徴収される。したがって、月の途中で資格を取得した場合でも1ヵ月分の保険料を納める必要があるが、資格を喪失した月分の保険料は納める必要がない。

■納入告知書により保険料を納付

毎月下旬頃に、毎月の保険料と賞与にかかる保険料を合わせて前月分の保険料額が記載された保険料納入告知書が事業主に送られて来る。事業主は、保険料額の事業主負担分と被保険者負担分を、納付期限であるその月の末日までに納める。

■給料・賞与からの控除

毎月の保険料について、事業主は、被保険者の当月の給料から前月分の保険料の被保険者負担分を控除することができる。また、賞与にかかる保険料について、事業主は、被保険者に賞与を支給する際に被保険者負担分を控除することができる。

事業主は、被保険者負担分を控除したときは、控除額を給料明細書・賞与明細書に記載するなどして被保険者に知らせなければならない。

育児休業等・産休期間中の保険料

■育児休業等・産休期間中の保険料の免除

被保険者が、3歳未満の子を養育するための育児休業等（育児・介護休業法による育児休業および3歳未満の子を養育するための育児休業に準ずる休業）または産前産後休業（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち妊娠・出産を理由として労務に従事しなかった期間）をしている場合、健康保険・厚生年金保険の保険料は、被

保険者負担分・事業主負担分ともに、事業主の申出（育児休業等取得者申出書または産前産後休業取得者申出書を提出）により、申請書記載の休業開始日が属する月から休業終了予定日の翌日が属する月の前月までの分が免除される。育児休業等期間に月末を含まない場合でも月内に2週間以上の育児休業等を取得したときはその月の保険料が免除され、賞与にかかる保険料は1ヵ月を超える育

児休業等を取得している場合に限り免除される。なお、免除期間でも、被保険者資格に変更はなく、休業開始直前の標準報酬月額が保険給付に用いられる。

■終了時の標準報酬月額の改定

上記の休業を終了した被保険者の報酬が下がった場合には、随時改定（2等級差）に該当しなくても、事業主経由で申出（育児休業等終了時報酬月額変更届または産前産後休業終了時報酬月額変更届を提出）することで、休業終了日の翌日が属する月以後3ヵ月（報酬支払の基礎日数が17日未満の月を除く）にうけた報酬の平均月額を報酬月額として標準報酬月額が改定される。

改定された標準報酬月額は、休業終了日の翌日

から2ヵ月が経過した日の属する月の翌月から、8月（「翌月」が7月～12月であれば翌年の8月）までの各月の標準報酬月額となる。

■養育期間の従前標準報酬月額みなし措置

厚生年金保険の被保険者が3歳未満の子を養育する被保険者期間のうち、その標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額（従前標準報酬月額）よりも低い月については、本人の申出により、報酬比例部分の年金を計算する際に標準報酬月額の代わりに従前標準報酬月額が用いられる（申出月よりも前の月については、申出月の前月までの2年間のうちにあることが必要）。

なお、申出は本人が厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書を事業主経由で提出し行う。

健康保険の被扶養者

- (1) 被保険者の父母、祖父母などの直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹で、主として被保険者の収入によって生計を維持している者（下の親族図の□内の者）。
- (2) 被保険者と同居して、主として被保険者の収入によって生計を維持している次の者。

①(1)以外の3親等内の親族（下の親族図の○内の者）。

②被保険者と内縁関係にある配偶者（死亡後も含む）の父母・子。

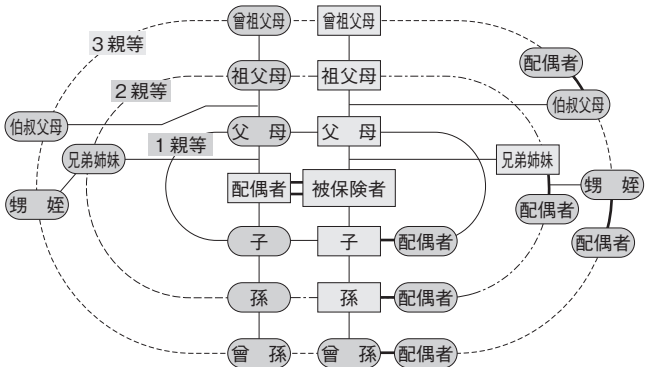
※令和2年4月から、原則として、国内居住（住民票が日本国内にある場合）が要件となっている。

生計維持の基準

被扶養者となる条件の1つとなっている「主として被保険者の収入によって生計を維持している者」の認定は、次の要領で行われる。

- (1) 認定対象者が、被保険者と同居（同一世帯）している場合は、認定対象者の年収が130万円（60歳以上である場合、または厚生年金保険の障害厚生年金をうけられる程度の障害者である場合は180万円）未満で、かつ被保険者の年収の半分未満であることが必要。ただし、認定対象者の年収が130万円（180万円）未満であれば、被保険者の年収の半分以上であっても、被保険者の年収以下で総合的に被保険者によって生計を維持していると認められるときは被扶養者とされる。
- (2) 認定対象者が被保険者と同居していない場合は、認定対象者の年収が130万円（180万円）未満で、

3親等内の親族図



かつ被保険者からの援助額より少ないときに、被扶養者とされる。

(3)以上の基準で認定が行われるが、その取扱いによって生活実態とかけはなれ妥当性を欠くという場合には、実情に合わせた認定が行われる。

健康保険の給付

病気やけがをしたとき ●業務災害・通勤災害を除く

給付の種類・条件・内容

手続

療養の給付（家族療養費）

被保険者証*（70歳以上は高齢受給者証も。以下同じ）を健康保険を扱う病院・診療所（保険医療機関）に提出して医療をうける（医師からうけた処方箋を薬局に提出して調剤をうける）。医療費から一部負担金・自己負担額（患者が支払う金額）を除いた部分が保険給付される。

○本人の一部負担金（10円未満四捨五入）

70歳未満：医療費の3割

70歳以上：医療費の2割〔現役並み所得者は3割〕

○家族の自己負担額（10円未満四捨五入）

義務教育就学前：医療費の2割

義務教育就学後70歳未満：医療費の3割

70歳以上：医療費の2割〔現役並み所得者は3割〕

保険外併用療養費（家族療養費）

評価療養（先進医療など）、選定療養（特別療養室への入院など）、患者申出療養（国内未承認の医薬品など）について、通常の保険診療と共通する部分が給付の対象。

保険医療機関の窓口にて被保険者証*を提出。

※令3.3からマイナンバーカードが被保険者証として利用できる（マイポータルによる利用申込が必要）。また、令6秋にマイナンバーカードと被保険者証が一体化され、被保険者証は廃止。

入院時食事療養費（家族療養費）

入院時に食事の提供をうけたときは、食事療養の費用額から食事療養標準負担額（患者が支払う金額で、1食につき460円。低所得者・難病患者等は減額）を除いた部分が保険給付される。

同上（食事療養標準負担額の減額措置をうける場合は、その認定証を提出）。

入院時生活療養費（家族療養費）

65歳以上の人が療養病床に入院したときは、生活療養の費用額から生活療養標準負担額（患者が支払う金額で、居住費分は1日につき370円（難病患者等は不要）、食費分は1食につき460円または420円。低所得者・難病患者等は減額）を除いた部分が保険給付される。

同上（生活療養標準負担額の減額措置をうける場合は、その認定証を提出）。

訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）

病状が安定し居宅で継続して療養する患者が訪問看護ステーションの訪問看護サービスをうけた場合は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費）として、療養の給付（家族療養費）と同じ割合で保険給付される。残りの費用は基本利用料（10円未満四捨五入）として、交通費・おむつ代等の実費相当額と合わせ患者が負担する。

訪問看護ステーションに主治医が訪問看護指示書を交付し、利用者が被保険者証を提出。

療養費（家族療養費）

やむを得ず非保険医にかかった場合や被保険者証を提出できない場合、国外で医療をうけた場合、治療用具（コルセットなど）を装着した場合などに、保険者の承認を得れば療養の給付等と同じ割合で払い戻しをうけられる。

療養費支給申請書を提出。

●病気・けがで移動が困難である場合に療養の給付等をうけるために移送されたときには、移送費（家族移送費）として実費または保険者が認めた額があとで支給される。

本人・家族が
病気・けがを
したとき

給付の種類・条件・内容

手続

本人・家族が病気・けがをしたとき

高額療養費・高額介護合算療養費

ある月の健康保険の患者負担額が所定の自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される。また、8月から翌年7月まで12ヵ月間の、健康保険の患者負担額と介護保険の利用者負担額の合計が所定の自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される。

高額療養費支給申請書または高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書などを提出。

療養のため会社を休んだとき ●業務災害・通勤災害を除く

本人が病気・けがのため仕事につけないとき

傷病手当金

療養のため仕事を4日（うち最初の3日は連続していることが必要）以上休んで給料をもらえないときは、4日目から1日につき直近12ヵ月の標準報酬月額の前月の1/30の2/3が支給開始日から1年6ヵ月（出勤にともない不支給となった期間がある場合はその分を延長して通算化）の範囲内で保険給付される。

傷病手当金支給申請書に、給料支払い有無の事業主証明および医師の意見をうけて提出。

出産したとき

本人が出産したとき

出産育児一時金

1児ごとに500,000円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は488,000円）が支給される。

出産育児一時金支給申請書に、医師等の証明をうけて提出。

出産手当金

出産で仕事を休み給料をもらえないときは、出産日（予定日より遅れた場合は予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産後56日までの期間、1日につき直近12ヵ月の標準報酬月額の前月の1/30の2/3が支給される。

出産手当金支給申請書に、給料支払い有無の事業主証明および医師等の意見をうけて提出。

家族が出産したとき

家族出産育児一時金

1児ごとに500,000円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は488,000円）が支給される。

家族出産育児一時金支給申請書に、医師等の証明をうけて提出。

●出産育児一時金・家族出産育児一時金については、直接支払制度（保険者が医療機関等に一時金を直接支払い、事後に生産の費用と精算）および受取代理制度（妊婦などが医療機関等に一時金のうけ取りを委任）が設けられている。

死亡したとき ●業務災害・通勤災害を除く

本人が死亡したとき

埋葬料・埋葬費

被保険者が死亡したときは、埋葬を行った家族に50,000円の埋葬料が支給される。家族以外が埋葬をしたときは、この範囲内の実費が埋葬費として支給される。

埋葬料（費）支給申請書に、事業主の証明等をうけて提出。

家族が死亡したとき

家族埋葬料

50,000円が支給される。

家族埋葬料支給申請書に、事業主の証明等をうけて提出。

退職したあと

	給付の種類・条件・内容	手続
被保険者期間が継続して1年以上ある人が資格を喪失したとき	傷病手当金・出産手当金（継続支給） 傷病手当金または出産手当金をうけているか、報酬をうけられるために支給停止となっている場合は、期間が満了するまで支給される。	在職中と同じ（事業主証明は不要）。
	出産育児一時金 資格喪失後6ヵ月以内に出産したときは、出産育児一時金が支給される。	在職中と同じ*。
3ヵ月以内に死亡したとき	埋葬料（費） 資格喪失後3ヵ月以内、継続支給として傷病手当金・出産手当金の支給をうけている間、またはうけなくなって3ヵ月以内に死亡した場合に支給される。	在職中と同じ。

※直接支払制度を利用する場合は、加入している保険者の被保険者証と加入していた保険者の証明書類の提示が必要。

●任意継続被保険者—資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であった人は、申出により引き続き2年間は健康保険に加入できる（後期高齢者医療の被保険者は加入できない）。ただし、任意継続被保険者には傷病手当金・出産手当金が支給されない。

●高額療養費

■自己負担限度額

同一月の患者負担額（療養の給付・保険外併用療養費・療養費の一部負担金・自己負担額（相当額）および訪問看護療養費の基本利用料を含み、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額および保険外併用療養費での自費負担を除く）の合計が以下の自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が高額療養費（月単位）として払い戻される。

なお、所得区分を明らかにする認定証（70歳以上は、現役並みⅠ・Ⅱ、低所得者のみ）を医療機関等に提出すれば、入院医療、外来診療（薬局での調剤、訪問看護ステーションの訪問看護を含む）とも、1人の患者が同一月に同一医療機関等に支払う患者負担額は自己負担限度額までとなり、高額療養費が現物給付となる。ただし、オンライン資格確認を導入している医療機関では、認定証がなくても現物給付をうけられる。

●一般の世帯

高額療養費の対象となる患者負担額は、医療機関等が診療月の翌月に社会保険診療報酬支払基金などに提出する診療報酬明細書（レセプト）等1件ごとに計算する。

(1) 70歳以上の外来の患者負担額を1人について合算し自己負担限度額18,000円（8月～翌年7月の年間上限*144,000円）を超えた場合に、そ

の超えた分を1世帯のなかで合算した額が払い戻される。

※年間上限は、個人の外来、次に世帯合算を計算した後、なお残る個人の外来負担額を合算して計算する。

(2) 70歳以上のすべての患者負担額を1世帯のなかで合算した額から(1)の高額療養費の額を差し引いた額が自己負担限度額57,600円〔医療をうけた月以前の12ヵ月間に同一世帯ですでに3ヵ月以上高額療養費が支給されている場合（多数該当）は44,400円〕を超えた場合に、その超えた分が払い戻される。

(3) 70歳未満の患者負担額（合算対象基準額＝21,000円以上のもにに限る）と70歳以上のすべての患者負担額を1世帯のなかで合算した額から(1)および(2)の高額療養費の額を差し引いた額が自己負担限度額〔①標準報酬月額83万円以上＝252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（多数該当140,100円）、②同53万円～79万円＝167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（多数該当93,000円）、③同28万円～50万円＝80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当44,400円）、④同26万円以下＝57,600円（多数該当44,400円）〕を超えた場合に、その超えた分が払い戻される。

●70歳以上の現役並み所得者

70歳以上の現役並み所得者（標準報酬月額が28万円以上である70歳以上の被保険者およびその被扶養者である70歳以上の人）の所得区分と自己負担限度額は、外来、世帯単位（入院を含む）の区別なく、現役並みⅢは前頁(3)の①、現役並みⅡは前頁(3)の②、現役並みⅠは前頁(3)の③と、それぞれ同様である。

●低所得者

低所得Ⅰ（被保険者およびすべての被扶養者に総所得金額等に係る各種所得（必要経費・法定控除を控除）がない場合）の自己負担限度額は、(1)が8,000円、(2)が15,000円、(3)が35,400円（多数該当24,600円）となる。

低所得Ⅱ（被保険者が市（区）町村民税（退職手当等に係る所得割を除く）非課税者である場合で、低所得Ⅰを除く）の自己負担限度額は、(1)が8,000円、(2)が24,600円、(3)が35,400円（多数該当24,600円）となる。

●世帯とは

「世帯」というのは、1人の被保険者について本人とその被扶養者という意味である。例えば、同一家屋に住む2人がそれぞれ健康保険の被保険者であれば別々の世帯となる。また、同一家屋に全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者と健康保

険組合の被保険者がいれば、それぞれの被扶養者を含めて別世帯として取り扱われ、また、健康保険と国民健康保険のように制度が異なれば別々の世帯となる。つまり、被保険者証に記載されている被保険者本人と被扶養者が「世帯」となる。

■高額長期疾病患者は1ヵ月10,000円

腎透析患者や血友病患者など高額長期疾病の患者が同一月に同一医療機関に支払う患者負担額は自己負担限度額10,000円までとなる。ただし、腎透析患者のうち、その月の標準報酬月額が53万円以上である被保険者とその被扶養者（どちらも70歳未満に限る）に適用される自己負担限度額は20,000円となる。なお、血友病等については、公費負担制度があり、患者負担がなくなる。

■後期高齢者医療の被保険者になった場合

月の途中（2日～末日）に健康保険の被保険者または被扶養者が後期高齢者医療の被保険者になった場合は、その月にうけた療養については、健康保険・後期高齢者医療の自己負担限度額を1/2として、それぞれ高額療養費の支給要件に該当するかどうかをみることになる。また、健康保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者になったことにより被扶養者でなくなった人についても、健康保険・国民健康保険で同様に扱われる（合算対象基準額も1/2となる）。

●高額介護・高額医療合算療養費

介護保険受給者がいる世帯において、毎年8月から翌年7月までの1年間の、健康保険の患者負担額と介護保険の利用者負担額（それぞれ高額療養費または高額介護（予防）サービス費を控除した額）の合計が下表の自己負担限度額を超えた場合【年齢・所得区分ごとの自己負担限度額】

●70歳未満がいたる世帯

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
同53万円～79万円	1,410,000円
同28万円～50万円	670,000円
同26万円以下	600,000円
低所得者	340,000円

合に、超えた分が払い戻される。払い戻しは、健康保険では高額介護合算療養費の支給として、介護保険では高額医療合算介護（予防）サービス費の支給として行われ、それぞれの額は患者負担額と利用者負担額の比率に応じて決まる。

●70歳～74歳がいたる世帯

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額83万円以上	2,120,000円
同53万円～79万円	1,410,000円
同28万円～50万円	670,000円
同26万円以下	560,000円
低所得Ⅱ	310,000円
低所得Ⅰ	190,000円